

消費税転嫁対策特別措置法 PART② 税理士 土屋 進

消費税の適正な転嫁を阻害するために、「消費税は転嫁しません」等の宣伝や広告は禁止されます。

(禁止される具体的な表示例)

「消費税は転嫁しません」「消費税は当店が負担します」
 「消費税はサービス」「消費税還元」「消費税還元セール」
 「消費税率上昇分値引きします」「消費税8%還元セール」
 「増税分は勉強させていただきます」
 「消費税引き上げ分をレジにて値引きします」
 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」
 「消費税相当分の商品券を提供します」
 「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します」
 「消費税増税分を後でキャッシュバックします」

(禁止されない表示の具体例)

■消費税との関連がはっきりしないもの

「春の生活応援セール」「新生活応援セール」

■たまたま消費税率の引き上げ幅と一致するだけのもの

「3%値下げ」「3%還元」「3%ポイント還元」

このような消費税の転嫁を阻害する表示広告等に違反した場合は、消費者庁長官、公正取引委員会、中小企業庁長官から、報告命令、立ち入り検査が行われ、指導・助言等の措置が行われます。

(総額表示の特例)

小売業者等が商品等を販売する場合、あらかじめ価格を表示するときは、税込価格(消費税込み)で表示することが原則となっています。しかし、平成26年4月1日から8%になり、さらに平成27年10月1日からは10%の消費税率UPが予定されています。そのため小売業者等においては商品の価格表示改定等が煩雑となり、また消費者等にも混乱させないよう、税込価格で表示しなくてもよい(税抜価格)制度を設けました。

【具体例】

①税抜き価格のみを表示する場合

■値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、ウェブページ等において、商品等の価格を税抜価格のみで表示する場合

・〇〇円(税抜き) ・〇〇円(税抜価格)
 ・〇〇円(本体価格) ・〇〇円+消費税

■店内の掲示等により一括して税抜き価格であることを明示する方法
 ・名札は〇〇円

②店内の消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に明瞭に、その価格が税抜き価格であることがわかるように(税込価格と誤認されないよう)に、次のような表示を行う

「当店の価格は全て税抜表示です」「当店の価格は税抜価格です。消費税分はレジにて別途精算させていただきます」
 「店内は全て税抜価格です。消費税分はレジにて請求させていただきます」

■チラシ等に掲載している商品について、一括して税抜価格であることを明示する事例

「この広告の価格は全て税抜表示になっています」

「当カタログの価格は全て税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます」

■値札の張替えが間に合わない等の事情により、旧税率のよる税込価格の表示が残ってしまった場合、「〇〇円」という旧税率のよる税込価格を表示した場合、別途店内の消費者等が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に、次のような表示を行う。
「店内の商品は旧税率(5%)に基づく税込価格となっていますので、レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。」

■新税率適用後も一時的に一部の商品について、旧税率の基づく税込価格の表示が残る場合の事例

「値札に税率表記のない商品は、旧税率に基づく税込価格ですので、レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。また、値札に(8%)と記載しているものは新税率に基づく税込価格です。」

■値札の色によって使い分ける

「白色の値札の商品は、旧税率に(5%)に基づく税込価格で表示しています。レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。」

※青色の値札の商品は新税率(8%)に基づく総額表示です。」

その他の具体的な例は国税庁HP、新着情報10/3の記載例を参照してください。

※留意点

- ・この総額表示の特例は、平成29年3月31日までとなりますので平成29年4月1日以降は、税込価格の表示をしていただく必要があります。
- ・「当店は価格は税抜です。消費税分はレジにて別途計算します」という誤認防止措置の店内掲示は、消費者の方々が商品を選択する際、明瞭に認識できる方法で行う必要があり、その掲示物が小さくて文字が読みづらい場合や、レジのみにしか掲示していないなどにより、商品の選択の際に、税込価格か税抜価格のどちらかわからない場合は、誤認防止措置が講じられていることにはなりません。

小売業等の方々は今から準備しておきましょう。



税理士法人 土屋会計事務所

〒437-0027 袋井市高尾町7-8
 TEL.0538-43-8201 FAX.0538-43-8202

◀執筆して頂いた 土屋 進さん